

# 当会と福岡県は 「災害時における民間賃貸住宅の提供に 関する協定」を締結いたしました！

2018年10月22日、当会と福岡県は「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結いたしました。(2019年10月1日再締結) 全国では45番目の協定締結となります。

福岡県は、主に陸域や沿岸部の浅い場所で発生する地震などに影響を受ける地域にあり、過去に被害が発生しています。また、豊前市をはじめとする県内の瀬戸内海沿岸の6市町は、南海トラフ地震で著しい被害が生じるおそれがあり、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。

このたびの協定締結により、災害時に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を迅速に供給できる体制が整いました。当会は引き続き、災害時における被災者支援活動の強化に全力で取り組んで参ります。

## 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

福岡県(以下「甲」という。))と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(以下「乙」という。))は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、福岡県において災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下単に「被災者」という。))のための応急的な住宅(以下「応急借上げ住宅」という。))として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### (協力)

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

### (甲の役割)

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。  
一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること  
二 その他関係者との調整に関すること  
2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

### (乙の役割)

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。  
一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること  
二 応急借上げ住宅として借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること  
三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること  
四 甲からの委託を受けた業務に関すること  
五 その他関係者との調整に関すること

### (協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

### (雑則)

第7条 この協定は、平成30年10月22日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年10月22日

甲 福岡県  
福岡県知事

小川 洋

乙 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会  
会長

三好 修